

# 特集 登米市の「協働改革」

新世紀を控えた2000年、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下、地方分権一括法)」が施行。これにより、全国的に「協働のまちづくり」が推進されている。本市でも「市民との協働による持続的な発展」をまちづくりの基本理念に、条例づくりや人づくりなど体制を整備してきた。仕組みが出来上がる一方で、市民と行政の間で「協働」の捉え方に差があるのも事実。「協働」は、市民と行政など多様な主体が共通の目的に向けそれぞれの立場で努力し、課題解決をしていくこと。私たちは「協働のまちづくり」をするために何をすべきなのだろうか。



日本人の心を動かす競技の一つ「駅伝」。駅伝は、一人で走っているわけではない。たすきが届けられることを、信じて待っている仲間がいる。チームの目標のためにも、仲間のためにも、自身のベストを尽くし、最後まで諦めない。「駅伝」には「協働」に必要な要素が含まれている。

## 時代の変化によって地域課題が多様多様に

「協働」は、住民と行政など多様な主体が、共通の目的をそれぞれの立場で努力し、課題解決をしていくこと。

日本は、高度経済成長期などを経て、国民総生産額が世界第2位になるなど、世界有数の経済大国となった。経済的に成長し豊かになった反面、仕事もライフスタイルも多種多様になり、個人主義の風潮が強まってきた。1990年代中ごろからは、少子高齢化、人口減少、景気低迷など、地域課題も多種多様になり複雑化していく。

地方によって差のある地域課題を解決するためには、国の管理を少なくし、地方の自主裁量を高める必要がある。このようなことから国は2000年、「地方分権一括法」を施行。自治体それぞれの歴史、文化、自然などの個性を生かした、多様で活力あふれる地域づくりが全国的にスタートした。

## 新たなまちづくりに求められた「協働」

本市は05年に9つの町が合併した。新たなまちづくりに

は「地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決める」という自治の考えが必要。地域づくりは、各コミュニティ組織単位で進めることとした。

9町それぞれに特色があり、潜在的な地域資源や人的財産が多く眠っていた本市。9町の個性、魅力や歴史を生かすことが、新しいまち登米市にはふさわしい。また、地域によって違いがあり、複雑化している課題の解決には、行政にはない多種多様な知識やスキルを生かした斬新なアイデア、活力が不可欠。まちづくりを進める手段として「協働」を取り入れることが自然な流れだった。

## 各種条件整備進むも進ちよくなどに差が

市は、06年にまちづくりの指針となる「登米市総合計画」を策定。その基本理念を「市民との協働による登米市の持続的な発展」とした。「協働のまちづくり」を進めるに当たり、「登米市協働のまちづくり指針」を策定。必要な四つの条件整備を進めることになった。

まちづくりのルールとなる「条例づくり」は12年、「登米市まちづくり基本条例」を制定。市民が主役のまちづくりを明文化した。地域の担い手を育成する「人づくり」は、地域次世代リーダー養成講座などを

実施。現在も、各種育成事業を展開している。市民と市民をつなぐ「市民活動拠点づくり」は12年、「とめ市民活動プラザ」を開設。市民活動情報の収集と提供、市民活動団体の育成やリーダーの養成など、中間支援機能の役割を果たしている。

そして、一番重要な地域の将来を描く「計画づくり」は、15年度までに市内21の全コミュニティ組織で策定。現在は、各コミュニティ組織で事業を展開している。これまで、行政に託してきた地域の未来予想図を、自ら描く取り組み。市民が主役のまちづくりに向け、大きな一歩となった。

また、市は各コミュニティ組織が、より活力のある地域づくりを継続できるよう、15年度から「未来のまちづくり支援事業」を創設。地域活動強化のため、集落支援員を設置する「人的支援」、地域の主体的な活動のため、一括交付金による「財政的支援」、地域の活動拠点となる集会所施設を整備する「拠点整備支援」の三つの施策を展開している。

地域が主体的に活動するための支援は、県下でも有数のレベルで整備されている。しかし、地域づくりの現場である各コミュニティ組織では、事業の進ちよく状況や取り組みに違いがあるのも事実だ。



登米市企画部市民協働課 平井崇 課長補佐

## それぞれの魅力生かすのが「協働」「協働」とは市民と行政の連携

本市は9つの町で構成され、地域資源、個性や魅力は、それぞれ異なります。例えば、迫町は全国有数のポート場である長沼、中田町は世界に誇る漫画家、石ノ森章太郎氏の出身地、登米町はみやぎの明治村と呼ばれる歴史的建造物が有名で、広いエリアの各町域に、多くの魅力が詰まっています。

現在、地域コミュニティごとに計画を策定し「協働のまちづくり」が展開されています。その中で「協働のまちづくり」という言葉を難しく捉えられていると感じています。皆さんが、昔から当たり前に行っている地域内の清掃、草刈りや交通安全の街頭指導なども「協働」の一つです。

「協働」は簡単にいうと、公共的活動を市民の皆さんと行政が連携して取り組んでいくものだと思います。

2016年度東北地区集落支援員数		単位：人	
自治体名	支援員数	自治体名	支援員数
岩手県一関市	24	秋田県(県実施)	2
宮城県登米市	21	山形県寒河江市	2
岩手県遠野市	11	山形県遊佐町	2
山形県鶴岡市	3	秋田県五城目町	1
山形県最上町	3	山形県朝日町	1
山形県舟形町	3	山形県金山町	1
岩手県大船渡市	2	山形県大江町	1
岩手県久慈市	2	山形県川西町	1

※集落支援員制度は、総務省の事業で08年からスタート。専任と行政区長や民生委員などが兼任するケースがある。本市は専任で委嘱。各コミュニティ組織で、支援員1人を任用している。